

**さいたま市立学校児童生徒事故等
危機管理対応マニュアル
作成指針
【改訂版】**

平成29年3月

さいたま市教育委員会

はじめに

さいたま市教育委員会では、学校における組織的・実践的な危機管理体制の万全を図るため平成24年4月に「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」を作成しました。この指針は、平成23年9月29日、市立小学校6年生の児童が、駅伝の課外練習中に突然倒れ救急搬送された後、翌30日に死亡するという事故を受け、学校管理下の危機事案に対するそれまでの「緊急時対応マニュアル作成例」の見直しを図り、作成したものです。

各学校では、指針に基づき、自校の危機管理対応マニュアルの見直し、改善を図るとともに、傷病者発生時対応訓練等を実施することで組織的な危機管理体制を確立してきたところです。

この度、さいたま市教育委員会では、指針完成後に作成した「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」等の関連資料の考え方を反映させるため指針を改訂しました。

今後、各学校においては、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」に基づき、組織的な危機管理体制を一層強化するようお願いします。

末尾となりましたが、本指針の改訂に当たり御協力をいただきました、さいたま市児童生徒の健康・安全に関する検討会議委員の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

作成に関する協力者（五十音順）

○「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」

（役職名等は平成24年3月時点）

磯田 和男	さいたま市PTA協議会会長
清田 和也	さいたま赤十字病院救命救急センター長
佐藤 博志	さいたま市立小学校校長会会長
関根 正明	さいたま市消防局警防部参事 救急課長事務取扱い
橋本 雄太郎	杏林大学教授
藤原 俊文	自治医科大学附属さいたま医療センター教授
峯 真人	さいたま市4医師会連絡協議会議長

○「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」

さいたま市児童生徒の健康・安全に関する検討会議委員

（編集）

学校教育部指導1課、指導2課、健康教育課

目次

I 学校における危機管理について

1 平常時の取組	2
2 危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）の対応	4
3 傷病者発生時の対応における留意事項	5
4 再発防止に向けた取組	7

II 危機事案への基本的な対応

1 傷病者発生時	9
「傷病者発生時における判断・行動チャート」（ASUKAモデルより）	10
2 不審者侵入時【学校関係者以外には非公開とする】	11
3 災害発生時（授業時における大地震の例）	12
〈参考〉 救急車の要請基準	13
食物アレルギー対応マニュアル（教室掲示用）（学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】より）	15

III 事象別の対応例

（授業時・部活動時の例）

1 心肺停止①【保健体育科（長距離走）】	18
2 心肺停止②【体育科（水泳）】	20
3 頭部打撲【保健体育科（柔道）】	22
4 骨折【保健体育科（器械運動）】	24
5 やけど【家庭科（調理実習）】	26
6 創傷【理科（ガラス器具を用いた実験）】	28
7 熱中症【部活動（剣道）】	30

（校外学習時の例）

8 蜂刺され【生活科（落ち葉拾い）】	32
9 交通事故【修学旅行（バス移動）】	34

（学校給食の例）

10 食中毒	36
11 食物アレルギーによるアナフィラキシー	38

（その他）

12 感染症	40
13 不審者侵入【学校関係者以外には非公開とする】	42
14 大地震	44
15 集中豪雨	48
16 落雷・竜巻	50
17 不審物	60

IV 資料

○ さいたま市教育委員会危機管理マニュアル（抜粋）	64
○ よくある質問（こんなときどうする？）	66